

# 調査研究部報告書情報シート

記入年月日: 2013年5月29日

情報No.	S-13-1	情報区分	プラ循環協研究報告	ファイリング場所	プラ循環協書棚
-------	--------	------	-----------	----------	---------

報告書名	2012年度 廃プラスチック処理に関する自治体調査報告 (製品プラスチックを資源化している自治体)				
報告年月	2013年3月	ページ数	125	著者・出版元	プラ循環協

【キーワード】

処理方式		要素技術	
樹脂類別		化学物質名	
形状別		用途別	
法規制		国別	日本

調査研究内容	<p>【調査の背景と目的】</p> <p>使用済みプラスチックは自治体内外で処理されており、自治体内部では廃棄物発電・熱利用焼却・固形燃料(RDF)で有効利用されている。自治体外部における処理については、容器包装プラスチックはこれまでの調査で実態がかなり明らかになっているが、製品プラスチックの処理実態は解明不十分であった。</p> <p>環境省が毎年実施・公表している「一般廃棄物処理実態調査」結果を足がかりに、自治体外部で『製品プラスチックを資源化している自治体』について、資源化の実態や背景を調査し、使用済みプラスチックのより良いリサイクル・システムの実現に向けた今後の検討の一助とする。</p> <p>【調査の概要】</p> <p>製品プラスチックを 200 t/y 以上資源化している 14 自治体・一部事務組合を訪問調査した。</p>
	<p>【訪問した自治体の調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品プラスチックを自治体外部での資源化に至った理由は自治体毎に様々であるが、「資源化の推進」「可燃ごみの減量」「最終処分場の延命」を挙げた自治体が多い。</li> <li>・製品プラスチックを 200 Wet-t/y 以上資源化している 42 自治体・一部事務組合を、「その他プラスチック+製品プラスチック」の分別・収集・資源化パターンで分けると、3種類のパターンに大別される。各自治体がパターンを選んだ理由を整理すると、現行の容器包装リサイクル法の問題点が見えてきた。</li> </ul> <p>【製品プラスチックの資源化】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 資源化している自治体 全国で 300 以上の自治体において、製品プラスチックを自治体外部で資源化している。</li> <li>2) 資源化量 製品プラスチックの資源化量は、約 40 Dry-kt/y であった。</li> <li>3) 資源化方法 容リ法では資源化手法としては認められているものの資源化実績のない固形燃料(RPF)が、約 45%を占める点が注目される。全体でもサーマルリサイクル(エネルギーリカバー)が約 77%であり、プラスチックの持っているエネルギーを有効に利用できるリサイクル方法が主流を占め、容リプラ落札比率と大きく異なる。</li> </ol>
備考	